平成２８年（フ）第１８３号
仙台市太白区西多賀４丁目23番３号
債務者　藤田理英子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２０２号
宮城県宮城郡松島町高城字元釜家14番地の１
ファミール伊藤201
債務者　奥村　宗広
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
宮城県角田市角田字南46番地７
債務者　渋谷　陽子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第８５号
茨城県つくば市樋の沢211番地１
債務者　大森ひとみ
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８号
茨城県石岡市金指299番地４　岡崎ハウスＢ棟101、前住所茨城県石岡市総社２丁目10番65号
債務者　鬼澤　　功
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第７２号
長野市篠ノ井布施五明3382番地　アクアメゾン102
債務者　池田　　忍
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８５号
長野市大字若槻団地１番地325
債務者　児玉　　純
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８３号
滋賀県蒲生郡日野町大字内池242番地２
マ・メゾンⅡ105号
債務者　清川　佳子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第９６号
滋賀県犬上郡多賀町大字佐目662番地、前住所滋賀県彦根市東沼波町533番地32
債務者　樋口　　弘
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１９号
滋賀県長浜市八幡中山町172番地12　ヴィラワイエフ13　207号室
債務者　杉本　海里
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第２４７号
兵庫県姫路市白浜町甲2173番地１　ヴィークル白浜303
債務者　前川ちはる
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２５０号
兵庫県神崎郡福崎町西田原1858番地11
債務者　岩崎　忠司
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２５６号
兵庫県加古川市平岡町土山390番地　加古川平岡鉄筋７－306号、従前の住所兵庫県加古川市野口町二屋350番地の13　楠ヶ丘荘101号
債務者　内海　健二
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１６９号
奈良県大和郡山市九条町732番地２
債務者　松田　正信
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１７０号
奈良県大和郡山市九条町732番地２
債務者　松田カヅヨ
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３５７号
広島市東区矢賀新町２丁目７番11―303号
債務者　前岡　宏明
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０号
熊本県八代市豊原下町3387番地１（Ａ２－１）
債務者　谷口　栄一
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
熊本地方裁判所八代支部